

- PPP/PFI推進アクションプランに基づき、**内閣府特命担当大臣による表彰制度を新設**し、令和6年1月から公募を実施することとする。
 - ※PPP/PFI事業の先導的な優良事例等を表彰し、以て**推進の機運醸成を図ることを目的**とする。
 - ※内閣府において1次選考を実施した後、選考委員会による評価項目に基づく審査・選考を経て表彰する。
- 内閣府特命担当大臣等による**第一回表彰式を令和6年6月頃に開催**する予定。

参考:「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」

2. PPP/PFIの推進施策

(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援

PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、**優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。**

iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等

④ PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始)〈内閣府〉

【表彰効果】 自治体・民間の更なる創意工夫、活用地域の拡大、活用対象の拡大

【表彰の種類】 大臣賞 (内閣府特命担当大臣表彰 各部門1件)
優秀賞 (内閣府政策統括官(経済社会システム担当)表彰 各部門1件程度)
特別賞 (選考委員会表彰 各部門1件程度)

【表彰部門】 人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門

【表彰対象】 PPP/PFI事業及びその事業契約等の契約主体(地方公共団体等及び民間事業者)
※連名による応募のみ

【評価項目】 先導性、汎用性、継続性、有効性

【第一回表彰】 応募期間: 令和6年1月31日(水)～令和6年3月29日(金)正午
表彰式: 令和6年6月頃

※特別賞は「分野横断型・複数施設型及び広域型の取組」に関するPPP/PFI事業を優先して選考